

## 1 3. 開発行為等に伴う水道施設

### 1 3. 1 水道施設の設置

開発行為等を行う者は、水道施設の設置に関し水道部と事前に協議し、その同意協議を受けなければならない。

#### 1 市街化区域内において、1000 m<sup>2</sup>を超える開発行為を行う場合

開発行為における水道施設について、水道部と協議する。

担当：給排水課給排水チーム

開発計画の道路・消火栓等の協議終了後、水道部に意見照会し、その指示に従うこと。

事前協議・同意協議

#### (1) 事前協議に係る提出書類（開発行為に係る意見照会）

ア 開発事業申請者・開発区域所在地・開発区域面積・開発事業目的・公共施設の帰属の有無及び連絡先が記載された書類

イ 開発区域及び周辺状況が確認できる案内図（位置図）

ウ 開発区域内及び当該開発に係る全水道施設の配管計画平面図及び配管立体図

エ 新設する配水管の道路断面図及び分岐箇所道路復旧断面図

オ その他水道部で必要とする書類

#### (2) 事前協議での留意事項

被分岐管以外の接続される水道施設が個人所有の場合、接続の承諾書を受領していること。（水道施設が、寄附履行後も継続使用され接続されることについての承諾書）

#### (3) 同意協議

ア 開発者は、事前協議で整った内容に基づき同意協議を行うこと。

イ 同意協議書提出時には、事前協議で提出した書類とともに、新設する水道管を帰属する確約書、寄附申込書、開発者の印鑑登録証明書の写しを同時に提出すること。

給水装置新設等申込書の受付・設計審査・承認

担当 給排水課給排水チーム

開発者は、条例第4条及び第6条第2項の規定に基づき、あらかじめ管理者に次の書類を提出し、設計審査・承認を受けなければならない。

#### (1) 提出書類

ア 給水装置新設等申込書

イ 開発許可証の写し

ウ 同意協議書の写し

エ 水道施設に係る設計図書

（平面図、立体図、道路断面・復旧図、材料調書、工事工程表等）

オ その他水道部で必要とする書類

工事着工

施工業者は適切に工事を施行するとともに水道部と十分に連絡調整し、担当者が工事内容の確認ができないこと等による工事のやり直しや、手直し等が発生しないように注意すること。

完成検査

開発事業者は条例第6条第2項に基づき、次に掲げる書類を水道部に提出して、工事の完成検査を受けなければならない。

(1) 水道施設に係る完成図書

(平面図、立体図、道路断面図、道路復旧図、材料調書、自社検査報告書、工事記録写真等、また、受水槽、加圧装置、制御装置等の設備がある場合は、受水タンク設置台帳、吐水口空間詳細図、各設備の取扱説明書)

(2) その他水道部で必要とする書類

2 市街化区域外で、かつ、給水区域内において開発行為を行う場合その都度、水道部と協議すること。

### 1 3. 2 開発行為等に伴う水道施設の設計における留意事項

開発行為等（宅地造成）に伴い水道施設を設置する場合は、「開発行為等により布設される水道施設に係る指導要綱」、「上水道配管工事標準仕様書」、「給水装置工事施行指針」及び各関連法令等に基づいて設置しなければならない。

1 工事施行にあたっては、次の一般的な事項のほか、水道部との同意協議内容に沿って施行しなければならない。

- (1) 水道施設の設置に当たっては、開発申請区域及び隣接地等の既設給水者への給水を妨げないように計画すること。
- (2) 開発申請区域において想定される水の需要量に対し、支障なく給水できる能力を持った水道施設とすること。
- (3) 開発申請区域の隣接地等の状況を考慮し、既設配水管の管口径について増強する必要がある場合は、適切な管口径の水道施設とすること。
- (4) 施工条件及び環境への影響を考慮し、水道水の水質保全にも十分配慮した水道施設とすること。
- (5) 新設配水管の引き込み部分については、公道を経路とし、被分岐管は水道部所有管であること。
- (6) 新設配水管を道路縦断して布設する場合、既存の配水管及び給水管が存在するときは、原則としてこれらを統合し、切替え工事を行うこと。
- (7) 新設配水管の管種は、口径φ50 mm以下のものについては、ポリエチレン1種二層管とし、非金属管探知ワイヤーを設置すること。また、口径φ75 mm以上のものについては、ダクタイル鋳鉄管（管種については担当課と協議）とし、ポリエチレンスリーブ被覆を施すこと。
- (8) 新設配水管には水道用埋設表示シートを布設し、仕切弁は排水管を含めすべてソフトシール弁を使用すること。
- (9) 原則、水の滞留等による水質の変化が生じないように行き止まり管のないよう計画するものとするが、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。（図1参照）
- (10) 消火栓の仕様については、「6. 1 3 消火栓」によって施行することとし、設置に当たっては、フランジ部分を路盤の仕上がり高に合わせ、弁操作及び点検が支障なく行えるようにすること。
- (11) 宅地内への取り出し口径はφ25 mm以上とし、官民境界から1m以内に乙止水栓を設置すること。

## 2 工事施行について

- (1) 着工前に給排水課給排水チームへ工事工程表を提出すること。
- (2) 工事工程表に変更が生じた場合は、速やかに給排水課給排水チームへ報告し、変更後の工事工程表を提出すること。

## 3 水道施設の維持管理について

- (1) 都市計画法第36条第3項による工事完了の公告前は、開発事業者の責任において、当該開発事業の水道施設を維持管理すること。  
また、当該開発行為に起因する問題等が生じた場合は、自らの責務において対処し、これらを解決すること。
- (2) 都市計画法第36条第3項による工事完了の公告後は、水道部へ譲渡した部分の維持管理については、水道部が行う。  
また、未譲渡部分（宅地内への取り出し等）については、所有権を有するものが維持管理すること。

## 4 水道施設の譲渡について

都市計画法第36条第3項による工事完了の公告後、当該開発事業の水道施設（宅地内への取り出しを除く）は、所有権及び管理を無条件、無償で速やかに水道部へ譲渡すること。

## 5 私有管について

「13.2 開発行為等に伴う水道施設の設計における留意事項」に準じること。

図1 排泥管（φ50mm）の配管について

※仕切弁の設置位置は、末端の給水取出箇所から1.0mとすること

